

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会30-①)

施策名	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督					
施策の概要	個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）」が委員会の任務とされており、行政機関等や民間企業がマイナンバーの取扱いを適切に行うよう監視・監督を行うもの。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号利用事務実施者等に対して説明会を開催するなどにより、適正な取扱いを推進。 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）について、相談や問合せを踏まえ、Q & A等の充実を図る。 計画等に基づいた効果的な監視・監督の実施。 					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	263.6	1,330.6	1,175.8	1,171.4
		補正予算 (b)	-	-	-	-
		繰越し等 (c)	74.4	11.9	15	
	合計 (a+b+c)	338.0	1,342.5	1,190.8		
執行額 (百万円)	301.2	1,164.3	1,181.3			
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	-					

測定指標	特定個人情報の取扱いに関する説明会等の対応	施策の進捗状況（実績）		目標	達成※
		毎年度	達成※	毎年度	達成※
測定指標	特定個人情報の取扱いに関する説明会等の対応	<p>○個人番号利用事務等実施者による特定個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、下記の説明会等において計41回の講師の派遣を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国市長会ブロック会議において、首長に対し、定期的な報告等で把握した課題等について、直接周知を行った。 特定個人情報の取扱いに関する検査の結果を踏まえた特定個人情報の取扱いに関する留意点の説明会を行った。 地方公共団体における特定個人情報の適正な取扱いに向けた改善を促すため、特定個人情報安全管理措置セミナー等を行った。 		-	イ
		<p>○毎年度策定している検査計画に基づき、行政機関等、地方公共団体及び事業者に対し、計85件の立入検査を実施した。</p>		-	イ
	定期的な報告の分析等	<p>○地方公共団体等における安全管理措置の実施状況について報告を求め、分析を行ったところ、安全管理措置を実施する上での課題として、主に①研修の実施、②ログの分析、③監査の3点について、特に対応が必要と認められた。</p> <p>①～③に共通する対応として、ガイドラインの改正により、①～③に係る記載の明確化を行った。さらに、②及び③については、事例集や説明資料を作成しウェブサイトにて周知を行うとともに、特定個人情報安全管理措置セミナー等の各種説明会にて説明を行った。</p>		-	イ

		施策の進捗状況（実績）	目標	達成※
	ガイドライン等の周知及び広報資料への反映等	○問合せなどを踏まえ、ガイドライン及びQ&Aの改正を行うとともに、検査等を通じて把握した事例をまとめた「マイナンバーを適切に取り扱うためのポイント」の事例の追加等を行った。また、自己点検を活用した監査の手法を紹介した「監査実施マニュアル」やログの分析・確認の手法を紹介した「ログ分析・確認手法について」などを掲載し、活用を促した。	毎年度	イ

評価結果	（各行政機関共通区分）		②目標達成
	目標達成度合いの測定結果	<p>（判断根拠）</p> <p>「測定指標」欄のとおり、広く寄せられた問合せなどを踏まえ、ガイドライン及びQ & Aの更新を行うとともに、検査等を通じて把握した意見をもとに、各種参考資料を作成し、周知を図ったことにより、個人番号利用事務等実施者による特定個人情報の適切な取扱いの確保を図るための情報提供を行うことができたため。</p>	
	施策の分析	<p>安全管理措置の適切な実施等、特定個人情報の適正な取扱いについて広く周知されるよう、「マイナンバーを適切に取り扱うためのポイント」や「監査実施マニュアル」、「ログ分析・確認手法について」等の地方公共団体等向けの手法を例示した資料等を作成し、ウェブサイトに掲載して活用を促すなど、個人番号利用事務等実施者となる様々な者に対して特定個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、多面的な情報提供を行うことができた。</p> <p>特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るために、今後も継続的に、幅広い知見の収集に努めながら実務に資する内容となるよう、ガイドライン及びQ & A等の改正を行うなど、広く情報提供を行う必要がある。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>行政機関、地方公共団体及び民間事業者等からの相談・問合せ対応を踏まえ特定個人情報の取扱いに関する周知・情報発信するとともに、定期的な検査や定期的な報告の実施等、特定個人情報の適正な取扱いの確保をより一層図る。</p>		

学識経験を有する者の知見の活用	令和元年7月23日に行われた令和元年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、「説明会については、件数のほか、「説明会が役立ったかどうか」という視点からも評価すべきではないか。可能であれば、説明会の満足度について参加者にアンケートをとるなどすべきではないか。」との御意見があり、今年度作成の事前分析表の測定指標に反映した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（別冊「金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を含む。） ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編） ・ 平成30年度個人情報保護委員会年次報告 ・ 平成30年度検査計画
---------------------------	--

担当部局名	参事官室	作成責任者名	政策立案参事官 松本秀一	政策評価実施時期	平成31年8月
-------	------	--------	-----------------	----------	---------

※「達成」の表記については以下の通り。

イ：測定指標の目標を達成した場合

ロ：目標を達成していないが目標（値）に近い実績を示した場合

ハ：目標を達成しておらず目標（値）に近い実績も示していない場合

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会30-②)

施策名	特定個人情報保護評価制度の適切な運用					
施策の概要	<p>特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関や地方公共団体の長などが、特定個人情報の漏えい等のリスクに対する対策を、自ら評価し公表する制度である。具体的には、特定個人情報ファイルを保有することで生じるリスクとそれに対する対策を、所定の様式（以下「評価書」という。）に記入し、公表する仕組みである。</p> <p>個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、評価実施機関による保護評価の適切な実施を図るため、保護評価に係る規則や指針の策定を行うほか、評価実施機関が作成した評価書の承認等を行うとともに、ウェブサイトで国民が評価書を閲覧できるようにすることで、国民の信頼の確保を図る。</p>					
達成すべき目標	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）第27条第2項に基づき、必要な変更等を行った指針等を踏まえた保護評価の実施が円滑に行われるよう評価実施機関に対し周知する。また、評価実施機関が適切な保護評価を行えるよう指導・助言を行うとともに、行政機関等の全項目評価書については、委員会において適切に審査・承認を行う。</p> <p>併せてマイナンバー保護評価システムを使っての評価書の提出や公表の支援を行うとともに、評価実施機関に適切に指導・助言を行う。また、マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修などにより、評価実施機関及び国民にとって、さらに利便性の高いシステムを運営していく。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	33.5	33.5	103.5	80.7
		補正予算 (b)	-	-	-	-
		繰越し等 (c)	-	-	-30.0	-
	合計 (a+b+c)	33.5	33.5	73.5		
執行額 (百万円)	33.2	32.4	58.8			
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）						

測定指標	評価実施機関により当該年度に公表された評価書の件数	基準値	実績値					目標値	達成※
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-	イ
		-	9,307件	25,210件	16,093件	18,205件	17,092件	-	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	マイナンバー保護評価Webへのアクセス件数	基準	施策の進捗状況（実績）					目標	達成※
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-	イ
-		52万件	187万件	121万件	77万件	82万件	-		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 平成30年度には、評価実施機関により17,092件の評価書が公表された。また、マイナンバー保護評価Webによって国民が評価書を検索・閲覧することができ、平成30年度には約82万件のアクセスがあった。 このことから、評価実施機関による評価書の公表や国民による評価書の閲覧が可能な環境を提供できていると考えられる。
	施策の分析	評価実施機関は、平成28年1月の個人番号利用開始までに保護評価を実施し、その後、評価書の見直しに伴う修正や再実施を行っていることから、評価実施機関により当該年度に公表された評価書の件数は28年度には減少したが、29年度以降は安定して推移している。また、平成30年度にはマイナンバー保護評価Webへ約82万件のアクセスがあった。 評価実施機関により評価書が公表され、公表された評価書を国民が閲覧していることは、保護評価制度が適切に運用されていることを示しており、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぐとともに、国民の信頼を確保するという保護評価制度の目的の達成に寄与していると考えられる。 したがって、マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webを提供することは、施策の目標を達成する上で適当な手段であると考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第2項に基づき、必要な変更等を行った指針等を踏まえた保護評価の実施が円滑に行われるよう評価実施機関に対し周知する。また、評価実施機関が適切な保護評価を行えるよう指導・助言を行うとともに、行政機関等の全項目評価書については、委員会において適切に審査・承認を行う。 併せて、マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webの運用・保守を行い、評価実施機関による評価書の公表及び国民による評価書の閲覧が可能な環境を引き続き提供していく。 なお、次年度以降の測定指標に関しては、外部有識者会合における御意見を踏まえ、評価実施機関による評価書の公表件数を今後も継続して確認していくとともに、マイナンバー保護評価システムの年間稼働率を新たな測定指標として設定する。

学識経験を有する者の知見の活用	令和元年7月23日に行われた令和元年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、委員会としてコントロール可能な測定指標を導入すべき旨の御意見があり、今年度作成の事前分析表の測定指標に反映した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日） ・特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日） ・特定個人情報保護評価指針の解説（平成26年4月20日）
---------------------------	--

担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一	政策評価実施時期	平成31年8月
-------	-----	--------------------	-----------------	----------	---------

※「達成」の表記については以下の通り。

イ：測定指標の目標を達成した場合

ロ：目標を達成していないが目標（値）に近い実績を示した場合

ハ：目標を達成しておらず目標（値）に近い実績も示していない場合

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会30-③)

施策名	所掌事務に係る広報・啓発					
施策の概要	個人情報（マイナンバー(個人番号)を含む。以下同じ。）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）、次に掲げる施策を実施するもの。 ・個人情報保護に関する国民や関係機関の理解の向上を図るための、個人情報保護及びマイナンバー制度に関する広報及び啓発。					
達成すべき目標	・個人情報の保護及びマイナンバー（個人番号）の取扱いに関するパンフレット等を作成・配布。 ・個人情報の保護及びマイナンバー（個人番号）の取扱いについての広報・啓発活動を実施。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	37.5	55.2	90.9	58.0
		補正予算 (b)	81	-25.9	29.3	-
		繰越し等 (c)	58.8	-	-	
		合計 (a+b+c)	176.9	29.3	120.2	
執行額 (百万円)	155	17.2	83.7			
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）						

測定指標	施策の進捗状況（実績）	目標	達成※
		ウェブサイトの充実（アクセス件数）	<p>ウェブサイトにおいて、委員会会議に関する資料、法令・Q & A、広報資料（事業者向け、子どもを含めた消費者向け）を掲載するほか、実際に発生した不正アクセスによる情報漏えい等に関する注意事項等の情報発信を行った。</p> <p>また、ウェブサイト閲覧者にとって、必要な情報が探しやすく、見やすいようサイトの構成を見直すとともに、スマートフォンに対応する機能を追加するなど、利便性の向上を図った。</p> <p>アクセス件数は、昨年度と比較すると若干下回ったが、昨年度は改正法が全面施行されたことにより、一時的にアクセスが増加したことを考えると、高い水準にあると言える。</p> <p>901,492件（29年度）→ 881,361件（30年度）</p>
説明会の対応回数	<p>事業者及び地方公共団体等が主催する説明会等への講師派遣を通じて、個人情報に関する説明を行った。</p> <p>222回（29年度）→126回（30年度）</p> <p>*昨年度と比較すると、若干下回ったが、昨年度は改正法が前面施行されたことにより、一時的に要望が増加したことを考えると、高い水準にあると言える。</p>	<p>毎年度</p> <p>説明会を適切に実施</p>	イ
幅広い層に対するウェブサイト等における情報発信及び掲載資料への反映等	<p>事業者向けに個人情報保護制度のルールをわかりやすく解説したパンフレット、自治会向けに名簿作成の際の注意点をまとめたパンフレットを配布、子ども向けに気をつけてほしいありがちな事例をまじえた動画を公開するなど、幅広い層に対し、様々な方法で周知広報を行った。</p>	<p>毎年度</p> <p>適時適切な周知と資料への反映等</p>	イ

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) ・広報・啓発については、「測定指標」欄のとおり、幅広い層に向けた、ウェブサイトの充実、パンフレットの作成や説明会への講師派遣等により、目標達成の前提である周知活動が相当程度進捗したため。
	施策の分析	委員会発足以降、ウェブサイト等の広報コンテンツの作成・充実と、説明会等におけるそれらを活用した説明を並行して行った。法の適用対象である事業者に対し法制度の周知のほか、子どもを含めた消費者に対して、個人情報のリテラシー向上のため、広報コンテンツを作成・配布するほか、実際に発生した不正アクセスによる情報漏えい等を踏まえたものをまとめた注意事項等を情報発信するなど、幅広い層に向けた広報に取り組んだ結果、個人情報保護制度やマイナンバー制度についての国民の認知向上につながった。
	次期目標等への反映の方向性	広報・啓発については、改正個人情報保護法の全面施行を受け、個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、事業者のほか、子どもを含めた消費者に対し、個人情報の保護に対する一層の広報に取り組むこととする。 測定指標については今期のものを継続し、施策の進捗状況（実績）を把握・分析する。

学識経験を有する者の知見の活用	令和元年7月23日に行われた令和元年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、ウェブサイトのコンテンツの工夫及びアクセス状況の把握についての御意見があり、今後評価書に反映させる予定である。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・平成30年度個人情報保護委員会年次報告（説明会の実施状況） ・ウェブサイトのアクセス件数に係る資料
---------------------------	---

担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一	政策評価実施時期	平成31年8月
-------	-----	--------------------	-----------------	----------	---------

※「達成」の表記については以下の通り。
イ：測定指標の目標を達成した場合
ロ：目標を達成していないが目標（値）に近い実績を示した場合
ハ：目標を達成しておらず目標（値）に近い実績も示していない場合

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会30-④)

施策名	個人情報に関する国際協力の推進					
施策の概要	個人情報（マイナンバー(個人番号)を含む。以下同じ。）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、また、経済・社会活動のグローバル化に対応するため、海外の個人情報保護当局等との協力関係の構築及び情報共有を行うもの。					
達成すべき目標	個人情報の保護に関する国際会議等への出席及び各国の個人情報保護当局との情報交換を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	37.5	31.6	163.5	159.4
		補正予算 (b)	81	121.8	0	-
		繰越し等 (c)	58.8	-71.5	119.3	/
	合計 (a+b+c)	176.9	81.9	282.8		
執行額 (百万円)		155	71.5	167		
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） ・ 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成30年6月15日閣議決定） ・ 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定） 					

測定指標	国際会議への出席及び海外の機関等への往訪件数	/	施策の進捗状況（実績）	目標	達成※
			30件の国際会議出席（データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議、OECD、アジア太平洋プライバシー機関フォーラム等）及び18件の海外の機関等への往訪を行った。国際会議の場で当委員会の取組について発信したほか、関係機関との対話により協力関係を構築した。	毎年度	イ
	在京大使館等への往訪件数	/	施策の進捗状況（実績）	目標	達成※
			4件の在京大使館等への往訪を行った。各国の在京大使館等への訪問により個人情報保護をめぐる動向について情報共有・意見交換を行うとともに、今後一層の協力を進めていくことで一致した。	毎年度	イ
	海外の機関による来訪件数	/	施策の進捗状況（実績）	目標	達成※
			11件海外の関係機関からの来訪があった。海外の動向を把握するとともに、関係機関と対話を行うことにより協力関係を構築した。	毎年度	イ

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 「測定指標」欄のとおり、国際会議への参加や関係機関との対話を積極的に行ったことにより、互いの制度に関する相互理解が相当程度進捗したため。
	施策の分析	各国の関係機関との間で情報交換や、国際的な個人データ流通枠組み及び執行協力等について対話を行うことで協力関係を深化させた。平成31年1月には、EUとの間で相互の円滑な個人データ移転のための枠組みが発効した。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 引き続き積極的な国際会議への参加や各国の関係機関との対話を通して、個人情報保護をめぐる最新の国際情勢を把握し相互理解を深めるとともに、執行協力や国際的な個人データ流通枠組みの構築等に向け関係機関との更なる協力関係の構築に取り組むこととする。 測定指標については国際会議等出席件数、在京大使館等との対話件数、海外の機関との対話件数を指標として設定し、施策の進捗状況（実績）を把握・分析する。

学識経験を有する者の知見の活用	令和元年7月23日に行われた令和元年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、国際連携に関する測定指標の追加及びウェブサイトでの情報提供についての御意見があり、今年度作成の事前分析表の測定指標に反映した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成30年度個人情報保護委員会年次報告（付章13及び14）
---------------------------	-------------------------------

担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一	政策評価実施時期	平成31年8月
-------	------	--------------------	-----------------	----------	---------

※「達成」の表記については以下の通り。

イ：測定指標の目標を達成した場合

ロ：目標を達成していないが目標（値）に近い実績を示した場合

ハ：目標を達成しておらず目標（値）に近い実績も示していない場合

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会30-⑤)

施策名	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進					
施策の概要	個人情報保護法が定める委員会の任務（個人情報の適切かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること）を果たすために、個人情報の保護及び利活用に関する取組みを推進するもの					
達成すべき目標	・ 認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の活性化に向けた支援を行うこと等による、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用の促進					
施策の予算額・執行額等	区分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	33.1	147.7	127.5	109.2
		補正予算 (b)	-	-	-	-
		繰越し等 (c)	-4.5	-32.7	-10.6	
		合計 (a+b+c)	28.6	115.0	116.9	
執行額 (百万円)		15.7	80.4	99.1		
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）						

測定指標			施策の進捗状況（実績）		目標	達成※
					毎年度	
認定個人情報保護団体の団体数			平成30年度は新たに2団体の認定を行い、平成31年3月31日時点での認定個人情報保護団体は43団体である。		-	イ
			また、認定団体制度及び認定団体の活動の普及促進のため、シンポジウムを開催するとともに、認定団体対象事業者向け実務研修会を計5回行った。			
民間の自主的取組の活性化に向けた支援			事業者から寄せられた質問等を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の改正及びガイドラインQ&Aの更新を行った。		-	イ
			また、パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用環境の整備に向けて、「パーソナルデータの適正な利活用の在り方に関する動向調査」を実施し、報告書及び事例集等を公表した。			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 認定団体の認定業務に関する活動状況及び法令遵守状況を把握するため、認定団体に対し認定業務に関する報告徴収を実施した。 また、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の改正及びガイドラインQ&Aの更新を行い、安全管理措置等に関して記載の追記を行った。 パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を促進するための各種取組みを行い、その施行状況を公表し、個人情報及び匿名加工情報の適正かつ効果的な活用を促進する観点からの情報発信を行った。
	施策の分析	認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関する報告徴収を実施し、改善すべき項目について認定団体の自主的な取組みを促した。また、個人情報保護法の円滑な施行のための各種取組み（個人データの漏えいや不適切な取扱いに対する監督、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用の促進等）の施行状況や、「パーソナルデータの適正な利活用の在り方に関する動向調査」の報告書及び事例集等の匿名加工情報の取扱いに関する情報の公表、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の改正及びそれに伴うガイドラインQ&Aの更新を行い、解釈の明確化等を図ることが望ましい箇所について記載の追記等を行うことにより、個人情報等の適切な取扱いを確保した。 これらの取組みにより、個人情報保護法の理解を促進し、個人情報の保護及び利活用をより一層促進することができたと考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 施策については、改正個人情報保護法の全面施行を踏まえて、個人情報の保護と利活用に対する一層の取組みを実施することとする。 測定指標については、認定個人情報保護団体の認定件数、民間の自主的取組の活性化に向けた支援を指標として設定することで、施策の進捗状況（実績）を把握・分析する。

学識経験を有する者の知見の活用	令和元年7月23日に行われた令和元年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、いわゆる3年ごとの個人情報保護法の見直しに係る業務について明記すべき旨等の御意見や、認定個人情報保護団体の活動状況の把握についての御意見があり、これらを今年度作成の事前分析表の測定指標に反映させた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一	政策評価実施時期	平成31年8月
-------	------	--------------------	-----------------	----------	---------

※「達成」の表記については以下の通り。

イ：測定指標の目標を達成した場合

ロ：目標を達成していないが目標（値）に近い実績を示した場合

ハ：目標を達成しておらず目標（値）に近い実績も示していない場合

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会30-⑥)

施策名	個人情報に関する広聴・相談					
施策の概要	個人情報保護法において、「個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」、「特定個人情報の取扱いに関する・・・苦情の申出についてに必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」及び「個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること」が委員会の任務とされており、その任務を達成するため、電話による相談窓口を運営し、個人情報保護法の解釈等に関する一般的な質問への回答を行うとともに、個人情報、匿名加工情報及び特定個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いに関する苦情あっせん相談を行う。					
達成すべき目標	<p>「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」及び「個人情報保護法相談ダイヤル（※）」の運営を行い、質問や苦情相談事案への対応を通じて、個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知を行い、個人の権利利益を保護する。</p> <p>（※）平成29年5月29日までは「個人情報保護法質問ダイヤル」として運用しており、同月30日の改正個人情報保護法全面施行に伴い、名称を変更し運用している。以下、実績値等については「個人情報保護法質問ダイヤル」、「個人情報保護法相談ダイヤル」を同列で記載することとする。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	-	-	42.5	53.2
		補正予算 (b)	-	-	-	-
		繰越し等 (c)	-	-	10.0	/
		合計 (a+b+c)	-	-	52.5	
執行額 (百万円)		-	-	48.0		
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	個人情報の保護に関する基本方針					

測定指標	「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」の対応件数	/	施策の進捗状況（実績）	目標	達成※
			○921件の問い合わせに対応した。 うち、番号法違反と考えられる案件は14件であった。 ○適切な助言等により、自主的な解決を促す他、問い合わせの内容に応じて関係部門等へ案内した。	毎年度	イ
	「個人情報保護法相談ダイヤル」の対応件数	/	施策の進捗状況（実績）	目標	
			○16,669件の問い合わせに対応した。 うち、31件の苦情案件を適切に対処した。 ○適切な助言等により、自主的な解決を促す他、問い合わせの内容に応じて関係部門等を案内した。	毎年度	イ

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」及び「個人情報保護法相談ダイヤル」において、個人情報保護法の解釈や番号法ガイドライン等に関する一般的な質問に回答するとともに、個人情報の取扱いに関する苦情や通報に対しては必要に応じて適切な助言を行い、担当部門と連携を図っているため上記の判断とした。
	施策の分析	○「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」及び「個人情報保護法相談ダイヤル」に寄せられた相談に対しては、相談者等のニーズに応じ丁寧な説明を行い、解決が得られるような対応を行った。 これらの取組みにより、相談者に対する個人情報保護法、番号法等の理解を促進し、個人情報保護に関する適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知ができたと考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 改正個人情報保護法の全面施行を踏まえて、個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知を継続するとともに、法制度の理解をより一層促進すべく、相談者が迅速に一次解決を行うことが可能な取り組みを実施することとする。具体的には、新たなコールセンターサービスシステムを今年度以降順次導入（令和元年度ー令和5年度国庫債務負担行為）する予定である。 測定指標については、当該サービス導入後に、通話がふさがっている際に相談者側から電話を切られた放棄呼数をカウントすることが可能となるため、当該放棄呼数を減らすことを目標値として検討しているところであるが、これについては令和2年度の実績値を基準値として具体化することとしたい。それまでは引き続き、施策の進捗状況（実績）の把握、分析とする。

学識経験を有する者の知見の活用	令和元年7月23日に行われた令和元年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、相談対応により蓄積した情報を委員会の取組に幅広く活用すべき旨の御意見、及び相談の対応件数についての測定指標の改善に関する御意見があり、今後の課題としたい。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成30年度個人情報保護委員会年次報告（個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口における受付件数）
---------------------------	--

担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一	政策評価実施時期	平成31年8月
-------	------	--------------------	-----------------	----------	---------

※「達成」の表記については以下の通り。

イ：測定指標の目標を達成した場合

ロ：目標を達成していないが目標（値）に近い実績を示した場合

ハ：目標を達成しておらず目標（値）に近い実績も示していない場合